

令和3年8月27日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立瀬戸ヶ谷小学校
校長 松永 淳子

分散登校での教育活動再開について

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先日、9月1日より短縮授業による教育活動再開についてお知らせしましたが、この度の新型コロナウイルス感染拡大の状況を受けて、横浜市立学校では9月1日から13日まで、分散登校、短縮授業による教育活動を再開することにしました。先日のお知らせから短い時間での変更となり、申し訳ございません。

分散登校につきましては、学級を登校グループと家庭学習グループの2つ **(A・B) に分けて**行います。

9月1日につきましては、どちらのグループも半日授業とし、午前・午後に別れて登校します。**給食はありません**。9月2日以降の分散登校につきましては、登校したグループは、昼食を取った後、短縮時間で授業を行い、時間差で下校します。(14時30分完全下校) 家庭学習グループは、家庭でGIGA 端末を使って、学習動画の視聴や、オンラインで配信されるプリント等に取り組みます。

GIGA 端末については、9月1日に持ち帰ります。ご家庭で接続状況等、ご確認をお願いします。ご家庭にWi-Fiでの接続環境がない場合には、学校にご連絡ください。

1 分散登校について

- 学級を2つのグループに分けて教育活動を行います。**グループA・B**につきましては、**ごきょうだいの関係を調整し、30日(月)に学校よりロイノート・スクールにてお知らせいたします**。
- 登校したグループは、夏休み前と同じ地域ごとの時間帯に登校し、14時30分完全下校とします。
- 分散登校の仕方は、次のとおりとします。

| 8/30(月) | | 8/31(火) | | 9/1(水) | | 9/2(木) | | 9/3(金) | |
|------------|------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 臨時休業 | | 臨時休業 | | A グループ | B グループ | A グループ | B グループ | A グループ | B グループ |
| | | | | 午前に 登校 | 午後に 登校 | 教室での 学習 | 家庭での 学習 | 家庭での 学習 | 教室での 学習 |
| | | | | 給食はありません | | 給食あり | | | 給食あり |
| 9/6(月) | | 9/7(火) | | 9/8(水) | | 9/9(木) | | 9/10(金) | |
| A グループ | B グループ | A グループ | B グループ | A グループ | B グループ | A グループ | B グループ | A グループ | B グループ |
| 教室での 学習 | 家庭での 学習 | 家庭での 学習 | 教室での 学習 | 教室での 学習 | 家庭での 学習 | 家庭での 学習 | 教室での 学習 | 教室での 学習 | 家庭での 学習 |
| 給食あり | | | 給食あり | 給食あり | | | 給食あり | 給食あり | |
| 9/13(月) | | | | | | | | | |
| A グループ | B グループ | | | | | | | | |
| 家庭での 学習 | 教室での 学習 | | | | | | | | |
| | 給食あり | | | | | | | | |

2 児童生徒の健康状態の把握について

教育活動学校再開にあたり、児童生徒の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため、**必ず健康観察票の提出をお願いします。**

なお、登校後、児童の発熱を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じます。

3 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童生徒の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。

- 9月1日の登校時刻や下校時刻、持ち物等詳細につきましては、8月30日にお知らせする予定です。

- 1～3年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、**保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合に「緊急受入れ」を実施**します。緊急受入れで登校した場合は、出席とはなりません。なお、**「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。****保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合**にご相談ください。なお、緊急受入れに参加する日には、家庭学習の日でも下校（昼食あり）まで原則学級で生活することになりますが、**教室が密になる場合は、別室に移動する場合があります。**ご承知おきください。

緊急受入れについての持ち物等の詳細は、8月27日からの臨時休校と同じです。指導はしませんので、**自分でできる十分な量の学習準備をお願いします。**9月1日は弁当をもたせてください。

緊急受入れが必要なご家庭は、**30日（月）12時まで**に、受入れが必要な日を緊急受入れカードにてお知らせください。

緊急受入れの児童・人数を確定後に全校児童のグループA・Bを決定しますので、期日を必ずお守りください。

医療的ケアや基礎疾患のあるお子さんについて

医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患のあるお子さんの保護者の方は、主治医等と相談するなどし、登校のご判断をお願いします。医師との相談等により出席を見合わせる場合は、「出席をしなくてもよい日」となります。